

政策評価制度に関する意見

— 平成23年度 政策評価結果を受けて —

京都市政策評価委員会

平成24年3月

1 はじめに

京都市の政策評価制度は、平成16年度から本格実施され、今年で8年目を迎えた。この間、評価結果の客観性と信頼性を高めるため、客観指標の充実や市民生活実感調査の回答率向上の取組等が進められるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、評価票の改良や評価結果の広報の充実等の改善が重ねられてきた。

平成23年度評価においては、平成22年12月の「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」（以下「京プラン」という。）策定に伴い、また、昨年度の当委員会の意見を踏まえ、「京プラン」に対応した政策・施策の客観指標の見直し、政策指標設定方法の変更及び市民生活実感調査の設問作成を行った。今年度は「京プラン」に対応した初年度の政策評価であり、昨年度までの評価制度の継続性と、今後10年間の方向性を示すことの両方が指向された。

今後も、より客観的で公平な評価が実施されるよう、以下の事項を考慮し、制度の一層の充実と改善に尽力されたい。

本委員会としても、制度の更なる充実に向けて、引き続き尽力してまいりたい。

2 政策と施策の総合評価について

平成23年度の政策の総合評価結果の中には、その政策を構成する複数の施策の総合評価結果とのつながりが見えにくいものがある。

この一因には、昨年度の当委員会の意見に基づき、政策・施策それぞれの評価をより適切に行うために客観指標の設定方法を見直し、「京プラン」に掲げる政策の客観指標を、施策の客観指標とは別に設定する方法に改めたことがあると考えられる。

指標をこのように設定しても、政策・施策それぞれに適切な指標を確保することができれば、政策と施策の総合評価結果は自ずと接近してくるものと考えられる。

それでも特段の事情等により、政策と施策の評価結果のつながりが見えにくい事例も生じ得るが、そのような場合については、市民に理解してもらえるよう説明する必要がある。

そこで、次のような改善策を検討されたい。

(1) 適切な客観指標の更なる確保

費用対効果にも留意しながら、実態調査の新規実施、既存の統計調査のよりよい活用など、適切な客観指標の更なる確保に不断に取り組む。

(2) 評価結果に関するより適切な説明

政策と施策の総合評価結果のつながりが見えにくい代表的な事例については、各年度の評価結果を総括する「政策評価結果」の冊子（以下「評価結果冊子」という。）において、考えられる原因を分かりやすく簡潔に説明するなど、より適切な説明に努める。

(3) 評価の根拠に注目を集める工夫

5段階の総合評価だけでなく、各評価の根拠に注目が集まるよう、評価結果冊子において、より詳細な内容の「政策評価（評価票）」及び「政策評価（客観指標基礎データ）」の冊子を見てもらうための工夫をする。

3 市民生活実感調査の幸福実感に関する設問の新設について

市民生活実感調査の130の設問は「京プラン」に掲げられた「みんなめざす10年後の姿」に対応しており、これらのほとんどの設問内容が市民の幸福に結び付いているとも言える。平成24年度の市民生活実感調査に新設する市民の幸福実感に関する設問は、これらを総合するものとなるので、次の点を考慮されたい。

- 市民生活実感調査の回答者の全体の負担が重くならないよう、設問数は少なく抑える。
- 設問は、例えば「今、あなたは幸せだと思いますか。」など、回答者の現況を主観的に問う形にする。

4 広報の充実について

政策評価制度の開始から8年が経過し、制度が定着した現状の下、制度に対する市民の関心を広報によって飛躍的に高めることは容易でない。

しかし、評価結果等の公表により市民に対する説明責任を果たし、市民の視点に立った市政の実現を図ることは、行政評価システム全体の主な目的の一つであり、政策評価制度においても、市民への説明と広報、市民意見の尊重について、継続的に改善を図る必要がある。

そこで、次のような改善策を検討されたい。

(1) 市民生活実感調査結果の広報

市民生活実感調査は、「京プラン」に掲げられた「みんなでめざす10年後の姿」を基に作成した130の設問について、無作為抽出された3,000人の市民を対象に毎年実施される調査であり、市民の目線で今後10年にわたる京都のまちの姿の経年変化を把握できる有用な情報源である。

こうした市民生活実感調査の結果は、政策評価結果の公表と併せて行うことで評価制度に対する理解と関心を高めると考えられることから、評価結果冊子の掲載内容の充実を図る。

従来の評価結果冊子には、調査の実施方法や調査票の回収率が掲載されていただけであったが、今後は、130問中の5段階別の評価数や、総合的に評価が高い又は低い政策分野など、調査結果の主な内容も掲載する。

(2) 市民意見申出制度の周知

市民から政策評価制度の改善につながる意見をより多く集めるため、評価方法、評価結果等に関する市民意見申出制度について、更なる周知に努める。評価結果冊子に意見の申出方法を掲載することや、ホームページ上の意見送信フォームへのアクセス向上を図ることなどが考えられる。